

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

- (1)ギャンブル等依存症の発症予防、治療及び回復支援の各段階に応じた適切な対策を講じます。
- (2)ギャンブル等依存症である本人や家族の生きづらさを理解し、日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう総合的な支援を行います。
- (3)アルコール、薬物等依存に関する施策や多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の関連問題に関する施策との有機的な連携を図ります。

2 国、地方公共団体、関係事業者、国民(県民)等の責務

ギャンブル等依存症対策基本法第5条から9条では、国、地方公共団体、関係事業者、依存症対策に関連する業務に従事する者、国民の責務を次のように定めています。

【国】

基本法の基本理念にのっとり、ギャンブル等依存症対策を総合的に策定し、実施する。

【地方公共団体】

基本法の基本理念にのっとり、ギャンブル等依存症対策に関し、国と連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を策定し、実施する。

【関係事業者】

国及び地方公共団体が実施するギャンブル等依存症対策に協力するとともに、その事業活動を行うに当たって、ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の防止に配慮するよう努める。

【依存症対策に関連する業務に従事する者(医療、保健、福祉、法務、矯正、その他)】

国及び地方公共団体が実施するギャンブル等依存症対策に協力し、ギャンブル等依存症の予防等及び回復に寄与するよう努める。

【国民(県民)】

ギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深め、ギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うよう努める。

3 基本的な方向性

(1) ギャンブル等依存症の予防及び正しい知識の普及

ギャンブル等依存症が病気であることや誰もがなり得ること、適切な医療や支援により回復が可能であることといった正しい知識を県民に広く普及啓発することにより、ギャンブル等依存症への予防につながる取組を推進します。また、チェックリスト等を活用し、病気であることに気づくための取組を推進します。

(2) 必要な支援につなげる相談支援体制づくり

県こころの健康センターや県保健福祉センター等において、ギャンブル等依存症の本人及び家族等への相談支援を実施するとともに、家族教室を開催し、家族がギャンブル等依存症への理解を深められるよう支援します。

また、ギャンブル等依存症に関する研修を実施し、ギャンブル等依存症である者等及びその家族に接する機会のある相談窓口対応者や支援者の対応能力向上を図ります。

(3) 医療の質の向上と医療体制の強化

ギャンブル等依存症の専門医療機関等における医療従事者の資質の向上を図るとともに、ギャンブル等依存症の治療が身近な地域で受けることができるよう、かかりつけ医（一般医療機関）への研修や専門医療機関等とかかりつけ医の連携を強化します。

(4) 回復支援の充実

ギャンブル等依存症である者等の回復や社会復帰が円滑に進むよう、関係機関・団体や自助グループ等と連携した取組を推進します。

(5) 依存症関係機関による連携体制の構築

アルコール・薬物依存をはじめ、多重債務、貧困、犯罪、虐待、自殺等の問題に取り組む関係機関と連携を図り、ギャンブル等依存症である者等及びその家族の相談・治療・回復を途切れなく支援できる体制を構築します。